労働政策審議会 雇用環境・均等分科会(第 85 回)

令和7年10月27日

資料3-1

消費者団体へのヒアリング事項

- (1) カスタマーハラスメント防止措置に関する指針の策定に当たって、留意 すべき事項について
- ① 指針で
 - 顧客から正当な申入れを行うことは直ちにカスタマーハラスメントに は当たらない旨
 - 消費者法制により定められている消費者の権利等に留意する必要があること

を示すことについて

- ② 上記のほか、事業主が雇用管理上の措置を講ずる際に留意することが望ましいと考えられる事項について
- (2) 指針策定後の周知に当たって、留意すべき事項について
- ① 事業主や労働者が理解しておくとよいトラブル防止のための工夫について
- ② 周知の際に活用すべき具体的な事例について